

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	375	国土調査の実施について	林産振興課
告示	376	納税通知書の公示送達に関する訂正について	資産税課
公告	334	姫路市地場産業センターにおける自動販売機設置事業者の募集について	産業振興課
公告	335	姫路市営住宅の入居者募集について	住宅課
公告	336	姫路市コミュニティ店舗の使用者募集について	住宅課

姫路市告示第 375号

令和 7年 6月23日

姫路市長 清 元 秀 泰

国土調査の実施について

姫路市の地籍調査事業を下記のとおり実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

記

- 1 事業計画が定められた年月日

令和7年4月1日

- 2 調査を実施する者の名称

姫路市

- 3 調査地域

姫路市安富町三森及び安富町安志の各一部

- 4 調査期間

令和7年（2025年）6月23日から令和8年（2026年）3月31日まで

姫路市告示第 376号

令和 7年 6月23日

姫路市長 清 元 秀 泰

納税通知書の公示送達に関する訂正について

納税通知書の公示送達について（令和7年姫路市告示第368号）の一部を下記のとおり訂正する。

記

訂正箇所	誤		正	
別紙納税通知書公示送達対象者一覧の表	No.	氏名・名称	No.	氏名・名称
		(略)		(略)
	38	石田 健太	38	石田 健太
	39	末永 眞一		

姫路市公告第 334号

令和 7年 6月23日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地場産業センターにおける自動販売機設置事業者の募集について

姫路市地場産業センターにおける自動販売機の設置事業者の募集を実施するので、
下記のとおり公告する。

記

姫路市地場産業センター自動販売機設置事業者の募集について

「姫路市地場産業センター自動販売機設置事業者募集要項」のとおり

姫路市地場産業センター 自動販売機設置事業者
募集要項

令和7年6月

姫路市地場産業センターにおける自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 設置場所等の概要

所在地：姫路市南駅前町123番地（じばさんびる）

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設置 台数	品目	参 考 (職員・来館者数等)	最低使用料 (税込、月額)
1	じばさんびる1階 (屋内) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1 台	清涼飲料水 ※災害対応 自動販売機	・実績(約 6,400 本) 令和 5 年1月～12 月	2,300 円
2	じばさんびる1階 (屋内) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1 台	清涼飲料水 ※災害対応 自動販売機	・実績(約 3,700 本) 令和 5 年1月～12 月	2,300 円

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙）のとおり
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 清涼飲料水の容器は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック等で密閉されたものとします。
- (4) 災害対応自動販売機は、鍵を姫路市担当者に預け、災害発生時に姫路市担当者が商品を搬出できるもの。
- (5) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (6) 複数の物件に応募することも可能です。複数の物件に応募する場合は、物件ごとに応募価格提案書を提出してください。

2 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）

- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (5) 法人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年8月1日（許可日）から令和8年3月31日（当該年度末日）までとします。ただし、令和12年3月31日まで1年ごとに4回更新することが可能です。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とします。

ただし、使用期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とします。

③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）及び維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

⑤ 設置条件

自動販売機は、物件ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超え

ないものを設置してください。また、電力使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行ってください。

(2) 設置許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 行政財産使用料及び光熱水費等を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 法令の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許可を受けること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。
- ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機を設置すること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合はこの限りでない。
- ⑦ 販売品目は、物件番号１、２共水、ジュース類などの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール・ビールテイスト飲料の販売はしないこと。
- ⑧ 販売価格については、市価以下とすること。
- ⑨ 本市に災害が発生し、姫路市災害対策本部がその必要性があると判断した場合は、避難者等に対し自動販売機内の全ての在庫販売品を無償で提供すること。この場合において、姫路市はその費用を負担しない。

(3) 維持管理責任

自動販売機の設置については、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、姫路市の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式第９号）を姫路市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶、びん、ペットボトル等）を回収するための回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3箇月前までに姫路市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は、還付しません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき又は上記3の(4)により許可が取り消された場合若しくは上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできません。

4 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、地場産業振興センターへ郵送、メール又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和7年7月4日（金）午後5時までとします。
- (4) 回答は、姫路市のホームページにて公表します。（令和7年7月8日（火）公表予定）
なお、個別の回答は行いません。

5 応募申込方法等

(1) 申込先

〒670-0962

姫路市南駅前町123番地

姫路市地場産業センター

(2) 申込期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月11日（金）まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝は除く）

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 応募価格提案書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ⑤ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- ⑥ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）
- ⑦ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書（業者登録申請用の納税証明書）
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号）

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。

注2 提出書類は、各1部です。

注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(5) 書類の提出方法

- ① 応募価格提案書のみ定型封筒（長形３号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の裏面に物件番号を記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、上記５の(1)の申込先に郵送又は持参してください。
- ② 複数の物件に申し込むことができますが、応募価格提案書は物件ごとに封筒を分けてください。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式第５号）を、受付期間内に持参すること。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 募集物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の実応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

最高の実応募価格提案が２者以上ある場合は、当該実応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、実応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和７年７月１８日（金）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

7 設置許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和７年７月２５日（金）までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第７号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第８号）
- (3) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）

- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行うものが設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第9号）
- (5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

10 問合せ先

〒670-0962

姫路市南駅前町123番地

姫路市地場産業センター

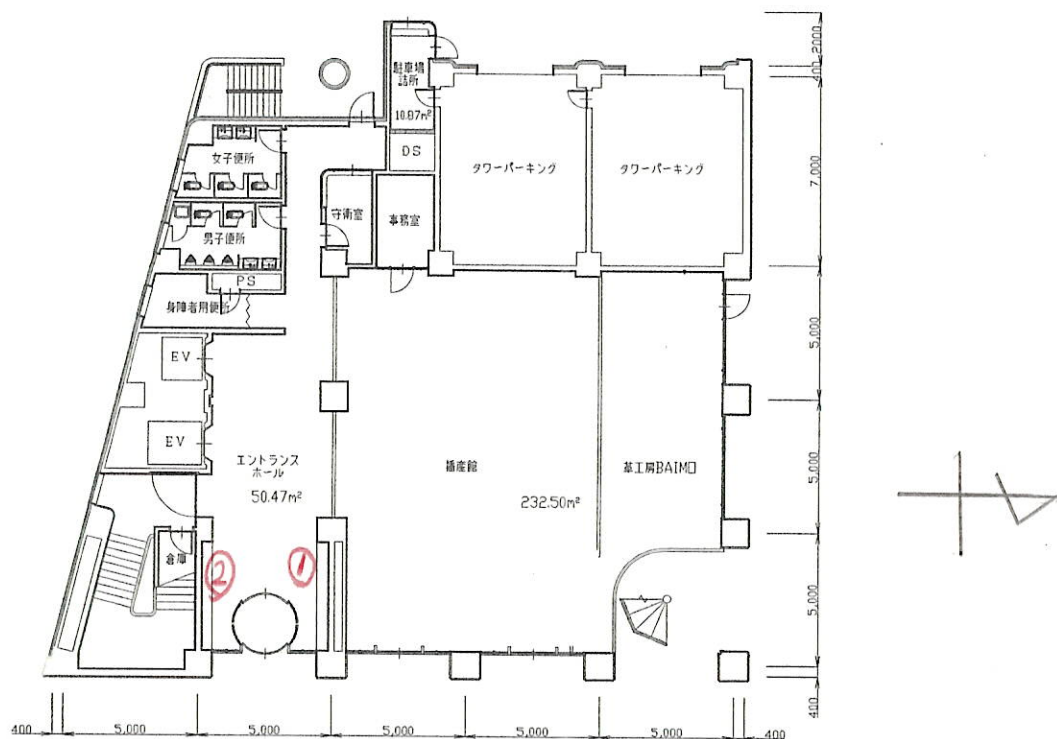
担当 四宮・石田

電話：079-289-2832

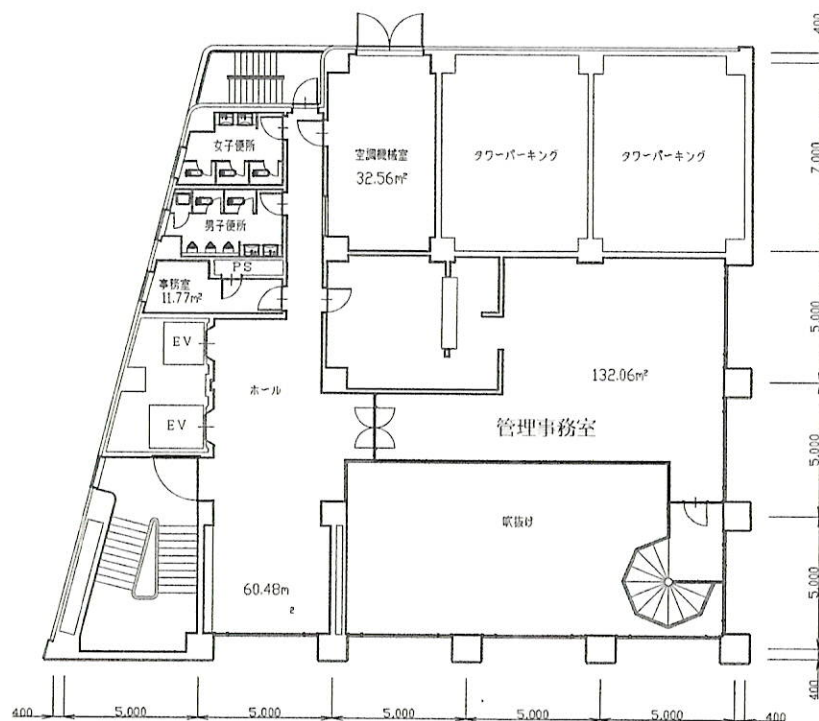
メール：jibasan@city.himeji.lg.jp

土日祝休み

1 階平面図



2 階平面図



応 募 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(地場産業センター)

〒

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

電 話 番 号

担 当 者 名

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記応募欄に○を入れた物件について申し込みます。

1 応募物件

物件 番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む	台数	品目	最低使用料 (税込・月額)	応募欄
1	自動販売機及びゴミ箱 (1.50 m×1.00 m) 未満	1	清涼飲料水	2,300 円	
2	自動販売機及びゴミ箱 (1.50 m×1.00 m) 未満	1	清涼飲料水	2,300 円	

(注1) 応募の物件の応募欄に○を入れてください。

(注2) 使用期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

2 添付書類

- ☐ 応募価格提案書(定型封筒に封入し、印鑑証明印を押印すること。)
- ☐ 誓約書
- ☐ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ☐ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
- ☐ 国税及び姫路市税に未納がないことの証明書又は申立書兼同意書

応 募 価 格 提 案 書

令和 年 月 日

(宛先)
姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(地場産業センター)

〒

住 所 (所在地)	
氏 名 (法人名及び代表者名)	印 (印鑑証明印)
電 話 番 号	
担 当 者 名	

応募希望物件番号及び応募価格（提案使用料）

物件番号	応募価格（提案使用料） （税込・月額）							
								円

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- ※ 1 募集要項に記載されている物件番号を記入してください。
- 2 応募価格は、姫路市が設定する最低使用料（税込・月額）以上の金額を記入してください。
- 3 金額はアラビア数字で記入してください。
- 4 初めの数字の頭に¥を記入してください。
- 5 金額の訂正は無効です。
- 6 記名押印がないものは無効です。
- 7 1 物件番号ごとに応募価格提案書を1枚使用してください。
- 8 1 物件番号ごとに必ず封筒に封入し、封筒裏面に物件番号を記入してください。

誓 約 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込にあたり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知のうえで申し込み、参加します。
- 2 姫路市地場産業センター自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格等」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、姫路市ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(地 場 産 業 セ ン タ ー)

〒
住 所
(所 在 地) _____
氏 名 _____ 印
(法人名及び代表者名) (印鑑証明印)

申 立 書 兼 同 意 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込に当たり、下記のとおり申し立てます。
また、下記申し立てについて、姫路市が納税状況を調査することに同意します。調査の結果、申立内容が事実と相違する場合は、応募資格を喪失する場合があることについて異議ありません。

記

- 1 法人市民税又は個人市民税（普通徴収）について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。
- 2 姫路市内に居住する従業員又は姫路市内に居住した従業員に係る特別徴収義務者ではありません。
- 3 固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、市たばこ税及び入湯税について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。

令和 年 月 日

（宛先）

姫 路 市 長 清 元 秀 泰
（ 地 場 産 業 セ ン タ ー ）

〒

住 所
（ 所 在 地 ）

氏 名
（ 法 人 名 及 び 代 表 者 名 ）

印

（印鑑証明印）

価 格 提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(宛先)
姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(地 場 産 業 セ ン タ ー)

〒
住 所
(所 在 地)
氏 名 印
(法人名及び代表者名) (印鑑証明印)
電 話 番 号
担 当 者 名

応募物件

物件 番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む	台数	品目	最低使用料 (税込・月額)
				円
				円

上記について、自動販売機設置事業者の申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰
(地場産業センター)

姫路市地場産業センター自動販売機設置事業者募集要項に関して、質問を行いたいのので質問書を提出します。

質 疑 者	氏 名 (法人名)	
	部 署	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

注1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

注2 質問は、地場産業センターへ郵送、メール又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。

注3 質問の受付は、令和7年7月4日（金）午後5時までです。

受付番号

行政財産使用許可申請書	
令和 年 月 日	
(宛先) 姫路市長 清元秀泰	
住所 申請者 氏 名	
次のとおり、市有土地 建物を使用したいので、許可くださるよう申請します。	
物件の表示	
使用目的	
使用期間	
使用料	
その他必要な事項	

本書は、設置事業者に決定した後、7月25日までに提出してください。

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、市が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

記

- 1 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 排除対象者に該当しないことを確認するため、市が所轄の警察署へ照会することに同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、市から要綱第2条第7号に規定する役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から所轄の警察署へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。
- 4 市と締結した契約又は市から受けた使用許可の履行に当たり、自らが、排除対象者から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 5 第2項の照会に対する回答又は所轄の警察署からの通報等の情報を、外郭団体等を含む市関係部局が共有することに同意すること。

年 月 日

（宛先）姫路市長

〔法人・団体にあつては、事務所所在地〕

住 所

〔法人・団体にあつては、法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

※ 姫路市では、姫路市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(誓約書裏面)

○ 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第 7 条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。
- (7) 役員等 法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 公有財産の処分等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 238 条の 4 第 1 項から第 4 項までの規定に基づき行政財産を貸し付け若しくは行政財産に私権を設定し、又は地自法第 238 条の 5 の規定に基づき普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは普通財産に私権を設定することをいう。

（契約の相手方からの排除）

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）を公有財産の処分等の契約の相手方としないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（使用許可への準用）

第 9 条 地自法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第 3 条から前条までの規定を準用する。

自動販売機の管理関係に関する届出書

令和 年 月 日

(宛て先)

姫路市長 清元秀泰
(地場産業センター)

〒
住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)
電 話 番 号
担 当 者 名

姫路市地場産業センターに設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出をします。

1 応募物件

物件番号	設置場所
------	------

2 個別業務の実施者

区分	実施者・所属部署	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上げ代金の回収		
その他（ ）		
その他（ ）		

本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

姫路市公告第 335号

令和 7年 6月23日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅の入居者募集について

姫路市営住宅の入居者の募集を別紙のとおり行うので、姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）第4条第2項の規定により公示する。

市営住宅入居申込案内書

【令和7年7月定期募集】受付期間 7/3(木)～ 7/11(金)

※ 郵送の場合は 7/11(金)までの消印で 7/14(月)までに必着のこと

目 次

①	申込方法	1
②	申込みから入居まで	2
③	申込資格	3
④	優遇取扱いについて	6
⑤	申込みから入居後の注意事項	8
⑥	入居資格収入額	9
⑦	収入欄の記入方法	11
⑧	世帯の収入額の計算方法と政令月収の計算例	12
⑨	募集対象住宅	15
⑩	市営住宅の位置	19
⑪	選考方法	21
⑫	募集予定	22
⑬	申込書の書き方	23

問い合わせ先



姫路市 住宅課 (本庁舎5階)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所
TEL. 079-221-2633 <http://www.city.himeji.lg.jp/>

姫路市住宅課 |

検索





① 申込方法

(1) 申込資格を確認してください。

3～5 ページ 「③申込資格」

6～7 ページ 「④優遇取扱いについて」

8 ページ 「⑤申込みから入居後の注意事項」

9～10 ページ 「⑥入居資格収入額」(入居基準収入額の早見表は 10 ページ)

(2) 申込団地を 1 つ選んでください。

15～17 ページ 「⑨募集対象住宅」

(3) 申込書を作成してください。

11 ページ 「⑦収入欄の記入方法」

23 ページ 「⑬申込書の書き方」

(4) 申込書を郵送するか窓口で申し込みしてください。

➤ 所定の申込書を封筒に入れて郵送してください。

(切手代はご負担ください。また、市は郵便事故等による未着の責任は負いません。)

➤ 所定の申込書を窓口で提出してください。

※ 申込書に不備がある場合は受付できません。

申込期間 令和 7 年 7 月 3 日 (木) ～ 1 1 日 (金)

ただし、7 月 5 日 (土)・6 (日) は窓口での申込みはできません。

※ 郵送申込みの場合は 7 月 1 1 日 (金) の消印まで有効。

ただし、同月 1 4 日 (月) までに到着したものに限りです。

郵送の申込先 } 〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
窓口受付場所 } 姫路市役所 住宅課 (本庁舎 5 階)

窓口受付時間 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

申込有効期間 申込みは 1 年間 (令和 8 年 4 月募集分まで) 有効です。
ただし、申込後の申込住宅・申込者の変更はできません。
変更がある場合は改めて申込みが必要となります。

ご 注 意 入居申込みを代行する業者があるようですが、これらの業者は姫路市とは一切関係ありませんのでご注意ください。



② 申込みから入居まで

申込み



申込資格
等の確認



抽選日のお知らせ



抽 選



資格審査



入居手続



入 居

【受付期間】 令和7年7月3日（木）～11日（金）

郵送か窓口にて姫路市役所住宅課までお申込みください。

なお、郵送の場合は7月11日（金）までの消印（投函時刻が遅い場合は翌日の消印となることがあります。）があり、7月14日（月）までに必着のこと。期限を過ぎてから到着した場合は失格となります。

【1次審査】

申込書に記入漏れがある場合や申込資格がない場合には、受付できないことがあります。

各申込者には、抽選日の案内を郵送でお送りします（募集住宅のみ）。希望する住宅を記入の上、抽選申込票を抽選日の前日（土日祝除く）までに提出していただきます。

【抽選日】 令和7年8月13日（水）

抽選の順番は令和6年10月募集に申し込まれた方からの申込み順になります。

申込者数が募集戸数を上回った場合は、公開抽選により職員が抽選機を回し、当選者（1世帯）と補欠者（2世帯）を部屋ごとに決定します。

なお、第一希望で申込みがなかった住宅のみ、当選者及び補欠者以外の方について第二希望分の抽選を同様に行います。（見学は自由です。）

【2次審査】

当選者は令和7年9月中旬までに必要書類を提出していただき、入居条件資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や申込書の記載内容が事実と異なる場合は『失格』となります。また、緊急時の連絡先の届出が必要です。（単身での申込みの場合は、身元保証人の届出も必要）

入居される際には敷金（家賃の3か月分）の支払いが必要となります。支払い確認後に部屋の鍵をお渡しいたします。

入居は、令和7年9月中旬頃からとなりますが、必要書類の不備・不足により再提出となった場合は、入居時期が遅れることがあります。



③ 申込資格

市営住宅の申込みができる方は、次の全ての条件を備えていることが必要です。申込期間の最終日現在の状況が申込資格の判断基準になります。また、入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できません。

※ 下記の条件を満たした方であっても、団地内で円滑な共同生活を行い得ない人、過去に市営住宅に入居していて、姫路市営住宅管理条例・同条例施行規則等に違反した人は申込みできません。

(1) 姫路市内に住所又は勤務場所があること。

※ 住民票や在職証明書などで、その事実が確認できること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある（夫婦又は親子を主体として独立の生計を営み家族の人数が2人以上ある）こと。

※1 内縁の配偶者（続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」）については、令和7年7月11日までに住民票などで確認できること。

※2 婚約者との申込みの場合は、令和7年9月末までに婚姻届を提出すること。

※3 単身又は友人等の寄り合い世帯、同居扶養義務がない親族との申込みはできません。また、家族を不自然に合体・分割する申込み（夫婦の別居を含む。）はできません（4 ページ単身用住宅⑧に該当する方は除く）。

※4 離婚を理由に申し込まれる方は、令和7年7月11日までに離婚しており、書類審査時に戸籍謄本などで、その事実が確認できること。

※5 離婚調停中で申し込まれる方は、令和7年7月11日までに裁判所への調停申立て済みで、かつ、令和7年9月末までに戸籍謄本などで離婚されたことが確認できること。

※6 母子・父子世帯での申込みは、申込者に戸籍上配偶者がなく、18 歳未満の子の親権者であること。

※7 未成年者の申込は親の同意書が必要となります。

※8 パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた方については、婚姻関係にある者とみなします。宣誓予定の方につきましては、令和7年9月末までにパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受ける必要があります。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※1 現に公営住宅に入居している場合、自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている場合及び現住宅の家賃を滞納している場合は、申込みできません。

※2 原則として持家（共有名義も含む）がある場合は、申込みできません。ただし、売却等により持家を入居時までに処分できる方は申し込むことができます。（売却等処分期間の猶予は令和7年9月末まで。）申込書に売却予定日を必ず記入すること。当選した場合でも、猶予期間内に所有権の移転等を証明する書類（登記簿謄本等）が提出できない場合は、入居資格が失われます。

(4) 入居しようとする者が暴力団員でないこと。

(5) 入居しようとする家族全員の収入合計が、条例で定める入居資格収入基準の範囲内であること（9～10 ページ参照）。

■ 一般住宅

上記申込資格(1)から(5)までの全ての条件に該当する人



家族で入居

■ 単身者用住宅

3 ページの申込資格(1)及び(3)から(5)までを満たし、かつ、以下の条件のいずれかに該当する人

- ① 満60歳以上である人
- ② 障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで、又は療育手帳の交付を受けている人
- ③ 戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である人で、戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑤ 生活保護を受けている人又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
- ⑥ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV法」という。）第1条第2項に規定する被害者又はDV法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア、イ、ウのいずれかに該当するもの
 - ア DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、DV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の女性自立支援施設における保護、又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ DV法第10条第1項又は第10条の2（DV法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
 - ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』が発行されている者。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、『公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書』による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に扱う。

※ 上記①から⑧までのいずれかに該当する人であっても、常時の介護を必要とする人はお申込み出来ません。

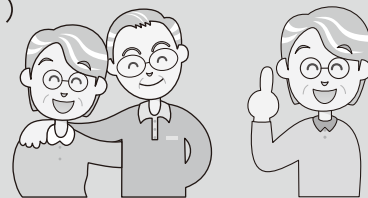
家族で入居

単身(1人)で入居

■ 高齢者用住宅

3 ページの申込資格(1)から(5)までを満たし、かつ、以下のいずれかの条件に該当する人

- ① 家族全員が60歳以上の世帯(60歳以上の単身者を含む。)
- ② 60歳以上の人とその配偶者だけの世帯
- ③ 家族全員が障害者である世帯(障害者の単身者を含む。)
- ④ 障害者とその配偶者だけの世帯
- ⑤ 60歳以上の人と障害者だけの世帯



※障害者：4 ページ単身者用住宅の申込資格に記載する②③④⑥⑦のいずれかに該当する人をいいます。



高齢者用住宅は、
NTTの固定電話の設置が必要です！！
詳しくは、18ページ【生活援助員LSA：ライフサポ
ートアドバイザーについて】を参照してください。

家族で入居

■ 身体障害者用住宅

3 ページの申込資格(1)から(5)までを満たし、かつ、入居者又は同居者が恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害で戦傷病者手帳又は身体障害者手帳の交付を受けている人で、車いすを使用していない世帯。

家族で入居

■ 車いす用身体障害者用住宅

3 ページ申込資格(1)から(5)までを満たし、かつ、入居者又は同居者が恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害で戦傷病者手帳か身体障害者手帳の交付を受けている人で、車いすを使用している世帯の場合は申込みができます。

当选した際に、車いすの使用が必要な旨の診断書等が必要になります。



④ 優遇取扱いについて

一般住宅、車いす用身体障害者用住宅、単身者用住宅、高齢者用住宅に申込をされた方で次の表（１）から（６）のいずれかに該当する世帯は、抽選会での当選確率が一般申込者に比べて２倍になります。ただし、多家族世帯以外は、６０㎡未満の面積の住宅のみ優遇者とします。

なお、身体障害者用住宅に関しては住宅の面積に関わらず、恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害があり戦傷病者手帳をお持ちの方又は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級又は２級の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人のみ優遇取扱い対象となります。

優遇取扱いとなる対象世帯	当選後の提出書類
（１） 高齢者世帯 申込者本人が満６０歳以上で、同居又は同居しようとする親族が配偶者、高齢者若しくは１８歳未満である世帯 （２） 心身障害者世帯 申込者本人又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯 ア 戦傷病者 恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害があり、戦傷病者手帳をお持ちの人 イ 戦傷病者以外の身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までの障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人 ウ 知的障害等の障害を有する人 療育手帳（判定Ａ又はＢ１）をお持ちの人 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級又は２級に該当する程度の障害がある人 （３） 子育て世帯 １８歳未満の子を扶養している世帯 （４） 若年世帯 申込者本人及びその配偶者（婚約、内縁関係含む）の年齢の合計又は同居者及びその配偶者の年齢の合計が７０歳以下である世帯	（１） 住民票等 （２） 障害者手帳等のコピー （３） 住民票等 （４） 住民票等

(5) 多家族世帯 入居される方が5人以上いる世帯 (6) DV被害者世帯 ア DV法第1条第2項に規定する被害者又はDV法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、その者の申立てにより発せられたDV法第10条第1項又は第10条の2の規定による命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの イ DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、DV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の女性自立支援施設における保護、又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』が発行されている者。 なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、『公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書』による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に扱う。	(5) 住民票等 (6) 裁判所の保護命令決定書 都道府県の婦人相談所等の証明書 左記ウに記載している証明書等
---	---

※ 抽選後に指定する期間内に上記の証明書等の提出がない場合は、入居資格を取り消します。

※ 年齢は、申込期間最終日現在の満年齢。



⑤ 申込みから入居後の注意事項

【申込みの取消し】

- (1) 申込み後に連絡先、申込内容等の変更があった場合や、他に住宅を確保したために申込みが不要となった場合は、必ず申し出てください。なお、入居の際に婚約者が変わっていたり、単身となる等世帯構成が変更になった場合や申込書記載内容が事実と異なる場合は、申込みを取り消すことがあります。

【住宅の下見】

- (2) 住宅の下見はできません。

【入居時に必要な手続き】

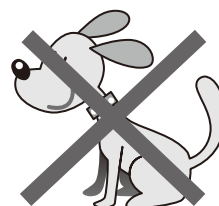
- (3) 入居手続きの際には、緊急時の連絡先の届出が必要です。
(単身での申込みの場合は、身元保証人の届出も必要)
- (4) 敷金として家賃の3か月分を入居手続きの際に納入していただきます。
- (5) 入居が決定した方は、市が指定した日から14日以内に入居してください。正当な理由なくこの間に入居しない場合は、入居の意思がないものとみなして入居の決定を取り消すことがあります。

【入居後の注意点】

- (6) 空き住戸は以前に人が居住していた住宅のため新しい状態ではありません。修繕しても汚れなどを完全に無くすことはできません。あらかじめご了承ください。
- (7) 入居後は、家賃のほかに共同施設の利用経費(一般共益費)が必要です。
- (8) 勝原・六角・清水谷住宅は地上テレビ放送難視聴地域にあるため、地上テレビ放送の視聴には、ケーブルテレビへの加入が必要となります。加入方法や料金等の詳細については、姫路ケーブルテレビ TEL 0120-129-130 にお問い合わせください。

【入居者の義務と禁止事項について】

- (9) 入居者の方には、毎年、翌年度の家賃を決めるために、収入申告をしていただきます。
なお、3年以上入居されている方が、収入(所得)基準を超える収入超過者になった場合は、明渡し努力をしていただくことになります。また、高額所得者と認定された方は、住宅を明け渡していただくことになります。
- (10) 市営住宅にお住まいの方が、家屋、マンションなどを所有(共有名義含む。)されたときは、市営住宅を明け渡していただくことがあります。
- (11) 住宅内では、犬・猫・鳥などペット類の飼育等は、他の入居者の迷惑になるため、禁止しています。





⑥ 入居資格収入額

市営住宅への申込みには、あなたの世帯の所得から算出する『政令月収』が定められた基準内にある必要があります。あなたの政令月収が、収入資格の範囲内であるかどうかを確認してください。

(1) 政令月収の計算方法

$$\text{政令月収} = (\text{年間総所得金額} - \text{控除合計額}) \div 12$$

政令月収とは、入居しようとする家族全員の年間総所得金額から扶養控除額等の控除合計額を差し引いた後の額を12で割った額です。

➤ 政令月収の計算方法については「⑧世帯の収入額の計算方法と政令月収の計算例」(12～14 ページ)を参照してください。



(2) 入居資格

次の政令月収の世帯は、申込みができます。

- ・ 一般世帯：政令月収 **158,000円以下**
- ・ 裁量世帯：政令月収 **214,000円以下**

➤ 裁量世帯とは、次のいずれかにあてはまる世帯です。

① 高齢者世帯

申込者が60歳以上の人で、かつ、同居者のいずれかが60歳以上又は18歳未満の人からなる世帯

② 心身障害者世帯（申込者本人又は同居する親族が次のいずれかに該当する世帯）

(ア) 身体障害者

身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人

(イ) 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級又は2級に該当する人

(ウ) 知的障害者

療育手帳（判定A又はB1）をお持ちの人

③ 戦傷病者

恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である人で戦傷病者手帳の交付を受けている人

④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人

⑤ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人

⑥ 法で規定するハンセン病療養所入所者等に該当する人

⑦ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる世帯

⑧ 夫婦の年齢の合計が70歳以下である世帯

(3) 所得とは(所得税法上、課税の対象となる所得をいいます。)

① 給与所得 <給与、俸給、賃金、賞与等>の場合

給与所得控除後の金額

② 公的年金等 <厚生年金、共済年金、国民年金、恩給等>の場合

公的年金等控除後の金額(ただし、非課税所得となる障害年金、遺族年金等を除く。)

③ 事業・雑所得等 <事業所得、配当所得、不動産所得等>の場合

年間総収入額から所得税法で定める必要経費を除いた金額

※ 大工、左官、建築手伝い、日雇い、保険の外交等の方は仕事の内容により事業所得となる場合があります。



(4) 非課税所得

遺族年金、障害年金、生活保護の各扶助費、雇用保険金、労働災害保険金、休業補償、仕送り等は、非課税所得であり政令月収の計算の対象にはなりません。

(5) 退職者・退職予定者について

前年中に所得があるが申込みの際には退職している場合や、申込みの際に所得があっても、令和7年9月末日までに退職予定の場合は、所得無しと判定します。

➢ この場合、申込書に記入された該当者の給与総収入額記入欄にそれぞれ「〇月〇日退職」、「〇月〇日退職予定」と記入してください。

(6) 入居基準収入額の早見表

単位：円

	区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与 所得者	年間総収入金額	～ 2,967,999	～ 3,511,999	～ 3,995,999	～ 4,471,999	～ 4,947,999
	(裁量世帯)	～ 3,887,999	～ 4,363,999	～ 4,835,999	～ 5,311,999	～ 5,787,999
事業 所得者	年間総所得金額	～ 1,896,000	～ 2,276,000	～ 2,656,000	～ 3,036,000	～ 3,416,000
	(裁量世帯)	～ 2,568,000	～ 2,948,000	～ 3,328,000	～ 3,708,000	～ 4,088,000
年金 所得者 (満65歳 以上)	年間総収入金額	～ 3,028,000	～ 3,534,667	～ 4,041,334	～ 4,495,295	～ 4,942,354
	(裁量世帯)	～ 3,924,000	～ 4,391,765	～ 4,838,824	～ 5,285,883	～ 5,732,942

➢ 入居者の中で所得のある方が1人で、特別控除対象者がいない場合、入居収入資格があるかどうか確認できます。

※ 特別控除とは「同居・扶養控除」以外の控除のことをいいます。(13 ページ参照)

⑦ 収入欄の記入方法



		区 分	記 入 金 額
給 与 収 入	1	現在の勤務先に令和5年12月31日以前に就職し、現在まで勤務している（入居まで継続して勤務している。）とき。	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間収入額
	2 ※	現在の勤務先に令和6年1月1日以降に就職し、現在まで勤務している（入居まで継続して勤務している。）とき。	（採用の翌月から令和7年6月末日までの収入額 ÷ 上記期間の月数）× 12 ＋ 賞与（ボーナス等）で算出される推定年間給与収入額 上記期間が1年以上の場合は直近1年間分で計算
	3	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給料を支給されていないとき。	契約月収額 × 12 ＋ 賞与（ボーナス等）で算出される推定年間給与収入額。この場合、該当者の給与総収入額記入欄に「推定」と記入してください。
	4	令和7年9月末日までに退職されるとき。	収入計算の対象とはなりません。この場合、給与総収入額記入欄に0と記入し、「〇月〇日退職予定」と記入してください。
年 金 収 入	5	厚生年金、共済年金、国民年金、恩給の支給対象者（遺族年金、障害年金等課税の対象としないものは計算の対象となりません。）	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間支給額
事 業 所 得	6	令和5年12月31日以前から現在まで同じ事業をしている（入居まで継続している。）とき。	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間所得額
	7 ※	令和6年1月1日以降に事業を始め、現在まで同じ事業をしている（入居まで継続している。）とき。	（事業を始めた翌月から令和7年6月末日までの所得額） ÷ 上記期間の月数 × 12 で算出される推定年間所得額 上記期間が1年以上の場合は直近1年間分で計算

無職の場合は、給与総収入額記入欄に0と記入し、「無職」と記入してください。

※印・・・1か月未満の月の収入は除いて計算してください。



⑧ 世帯の収入額の計算方法と政令月収の計算例

(1) 収入額から所得額を計算する。

収入がある申込者又は同居者について、該当者ごとに所得金額を計算し、世帯の所得額の合計を計算してください。なお、1人に2種類以上の収入（例えば、給与収入と年金収入など）がある場合は、1種類ごとに計算してください。

年間給与収入額から年間給与所得額を算出する。

給与収入金額		算出方法(給与所得金額)
0 円～ 550, 999 円		「0」 円
551, 000 円～1, 618, 999 円		給与収入金額－550, 000 円
1, 619, 000 円～1, 619, 999 円		「1, 069, 000」 円
1, 620, 000 円～1, 621, 999 円		「1, 070, 000」 円
1, 622, 000 円～1, 623, 999 円		「1, 072, 000」 円
1, 624, 000 円～1, 627, 999 円		「1, 074, 000」 円
1, 628, 000 円～1, 799, 999 円	給与収入金額÷4, 000 円＝ 小数点以下を切り捨てる ⇒その結果×4, 000 円＝ 端数整理後の給与収入金額	端数整理後の給与収入金額×0. 6 ＋100, 000 円
1, 800, 000 円～3, 599, 999 円		端数整理後の給与収入金額×0. 7 －80, 000 円
3, 600, 000 円～6, 599, 999 円		端数整理後の給与収入金額×0. 8 －440, 000 円
6, 600, 000 円～8, 499, 999 円		給与収入金額×0. 9－1, 100, 000 円
8, 500, 000 円～		給与収入金額－1, 950, 000 円

年間年金収入額から年間年金所得額を算出する。

年齢	年金収入金額	算出方法（年金所得金額）
満64歳以下	～ 600,000円	「0」円
	600,001円～1,299,999円	年金収入金額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入金額×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	年金収入金額－1,955,000円
満65歳以上	～1,100,000円	「0」円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入金額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入金額×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	年金収入金額－1,955,000円

(2) 控除額を計算する。

控除名	条件	控除額
同居・扶養控除	①申込者本人以外で、市営住宅へ入居しようとする人 ②市営住宅に入居はしないが、所得税法上、申込者本人又は同居者が扶養している人	380,000 円
普通障害者控除	「特別障害者」以外の障害者	270,000 円
特別障害者控除	①知的障害者「A」の交付を受けている人 ②1・2級の身体障害者 ③1級 of 精神障害者 ④戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が特別項症から第3項症までの人 ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により厚生労働大臣の認定を受けている人	400,000 円
ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明であり、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者もおらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない者）を有し、合計所得金額が500万円以下の人	350,000 円 所得金額が35万円未満の時は当該所得金額
寡婦控除	ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者もおらず、夫と離婚した後婚姻せず扶養親族のある場合、及び夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明となった場合で、年間の合計所得金額が500万円以下の人	270,000 円 所得金額が27万円未満の時は当該所得金額
特定扶養親族控除	満16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000 円
老人扶養親族控除	満70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	100,000 円
基礎控除振替	①給与所得又は公的年金等に係る雑所得のいずれかを有する人（当該所得の金額が10万円未満である場合には、当該給与所得又は当該公的年金等に係る雑所得の金額） ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある人（当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）	100,000 円 上記控除と重複して控除可

※ 扶養親族…所得税法上の扶養親族のこと。

※ 年齢は、申込期間最終日現在の満年齢。

(3) 政令月収を計算する。

$$\text{政令月収} \quad \boxed{} \text{円} = \left(\boxed{} \text{円} + \boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円} \right) \div 12$$

$$(\text{本人の年間所得金額} + \text{同居者の年間所得金額} - \text{控除合計額}) \div 12$$

(1) において計算した金額 (2) において計算した金額

なお、推定年間給与収入額・所得額について2次審査では、令和7年9月末日までの状況で、再度計算しますので、その期間内に賞与などが支給されている場合は、それを含めて計算し、支給予定額について再度提出していただくことになります。

(4) 政令月収の区分から家賃の階層（収入分位）が決定されます。

政令月収（円）	一般世帯	裁量世帯
0～104,000	(1)	(1)
104,001～123,000	(2)	(2)
123,001～139,000	(3)	(3)
139,001～158,000	(4)	(4)
158,001～186,000	—	(5)
186,001～214,000	—	(6)



⑨ 募集対象住宅

■ 一般住宅（3 ページの申込資格をご確認ください。）

優遇取扱いについては6～7ページを参照してください。

住 宅 名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積 (㎡)	令和7年度の 一般階層家賃(円) (裁量階層世帯)	EV	ガスの 種類	駐車場	備考
保城	1戸	H9	高層	6 階	3LDK	◎	67.1	27,700～41,300(54,400)	有	天然	有	
北条	2 戸	S59	中耐	3 階	3DK	○	63.6	23,300～34,800(45,800)	無	天然	有	
		S58	中耐	1 階	3DK	○	59.8	21,600～32,200(42,500)	無	天然	有	
蒲田	1戸	H3	高層	4 階	3LDK	◎	64.0	25,900～38,600(50,900)	有	天然	有	
天神	1戸	H10	高層	2 階	3DK	◎	65.4	27,800～41,400(54,600)	有	天然	有	
中河原	1戸	R3	高層	4 階	3LDK	◎	65.1	29,400～43,800(57,800)	有	天然	有	
西蒲田	1戸	H15	中耐	3階	3DK	◎	65.4	27,000～40,100(52,900)	有	天然	有	
勝原	1戸	H16	中耐	2 階	3LDK	◎	71.8	31,200～46,500(61,300)	有	天然	有	

住 宅 名	募集 戸数	建設 年度	構造	階数	居室	浴室 設備	面積 (㎡)	令和 7 年度の 一般階層家賃(円) (裁量階層世帯)	EV	ガス の 種類	駐 車 場	備考
白浜南	1戸	H13	高層	5 階	3LDK	◎	73.0	29,900～44,500(58,700)	有	天然	有	
書写西	1戸	H20	高層	1 階	2LDK	◎	52.9	23,400～34,900(46,000)	有	天然	有	

■ 単身者用住宅（4 ページの申込資格をご確認ください。）

住 宅 名	募集 戸数	建設 年度	構造	階数	居室	浴室 設備	面積 (㎡)	令和 7 年度の 一般階層家賃(円) (裁量階層世帯)	EV	ガス の 種類	駐 車 場	備考
天神	1戸	H12	高層	1 階	2DK	◎	43.3	18,600～27,700(36,500)	有	天然	有	
中河原	1戸	H29	高層	1 階	1LDK	◎	42.8	19,000～28,300(37,400)	有	天然	有	
江鮒	1戸	H26	高層	4 階	2DK	◎	43.9	18,000～26,800(35,400)	有	LP	有	
書写西	1戸	H16	高層	3 階	2DK	◎	42.9	18,500～27,600(36,400)	有	天然	有	

■ 高齢者用住宅（5 ページの申込資格をご確認ください。）

住 宅 名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積（㎡）	令和7年度の一般階層家賃（円） （裁量階層世帯）	EV	ガスの種類	駐車場	備考
清水谷	1戸	H16	中耐	3 階	2DK	◎	55.1	21,000～31,200(41,200)	有	LP	有	単身可
白浜南	1戸	H9	高層	6 階	2DK	◎	50.5	20,300～30,300(39,900)	有	天然	有	



高齢者用住宅は、
NTTの固定電話の設置が必要です！！
詳しくは、18ページ【生活援助員LSA:ライフサポートアドバイザーについて】を参照してください。

■ 車いす用身体障害者用住宅（5 ページの申込資格をご確認ください。）

住 宅 名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積（㎡）	令和7年度の一般階層家賃（円） （裁量階層世帯）	EV	ガスの種類	駐車場	備考
英賀保	1戸	H11	高層	1 階	3DK	◎	65.3	27,900～41,500(54,800)	有	天然	有	

募集対象住宅について

※ 家賃の額は、入居者の収入や住宅の規模・建設時からの経過年数等に応じた家賃となります。

入居後の家賃は、毎年度提出していただく「収入申告書」により収入を認定し、翌年度の家賃を決定します（定額の家賃ではありません）。

【構造欄について】

・中耐：3・4・5階建中層耐火造、高層：6～10階建高層耐火造、エレベーター（EV）

【階数欄について】

募集する住戸がある階を表示

【浴室設備欄について】

- ・○：釜・浴槽あり
- ・◎：給湯器・浴槽・シャワーあり
- ・無印：給湯器・浴槽・風呂釜等は入居者で準備

【駐車場欄について】

- ・有：住宅内に車庫証明が発行できる有料駐車場を確保しています。ただし、各団地の利用状況によっては、使用できない場合もあります。
 - 駐車場の使用は、各住宅の自動車保管場所管理組合へ申し込んでください。
 - 有料駐車場の無い住宅では団地の外に車庫を確保してください。

（※）蒲田住宅の3棟（高齢者用）については、駐車場がありません。

【TVアンテナについて】

- 英賀住宅2棟はTVアンテナがありませんので、入居者で準備していただきます。
- 勝原・六角・清水谷住宅はケーブルテレビへの加入が必要となります。（8ページ（8）を参照）

【生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）について】

蒲田、白浜南、清水谷の高齢者用住宅は、入居者に対し、生活援助員（LSA）を派遣して、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供しています。

（１）役割

- ① 安否の確認 生活援助員が、各住戸を訪問し、安否や体調等を確認します。
- ② 緊急時の対応

緊急通報システム（NTTの固定電話の設置が必要）により、緊急状態を察知し、容態の確認、消防（救急車の手配）や医療機関及び親族等緊急連絡先への連絡を行います。また、緊急時の対応の為に、生活援助員が合鍵を所持しています。

③ 生活指導・相談

健康、衛生、生活及びその他困りごと等に関する相談に応じたり、指導や情報提供を行うとともに、各種保健福祉サービスが受けられるよう、サービス情報等の提供や関係機関との連絡、手続のお手伝いを行います。

④ その他日常生活上必要な援助

一時的かつ簡易な家事援助を行います。（日常的に家事援助等が必要な場合は、要介護認定の申請やヘルパーの派遣等についてアドバイスします。）

（２）派遣費用負担金

入居者は、家賃の他に入居者負担金として、生活援助員の派遣に要する費用を毎月負担（0～4,900円）していただきます。LSA派遣事業については、高齢者支援課地域づくりサポート担当（本庁舎2階）までお問い合わせください。⇒ 電話（079）221-2842

⑩ 市営住宅の位置



保城住宅（水上校区）
姫路市保城620-1



北条住宅（城陽校区）
姫路市北条252-12



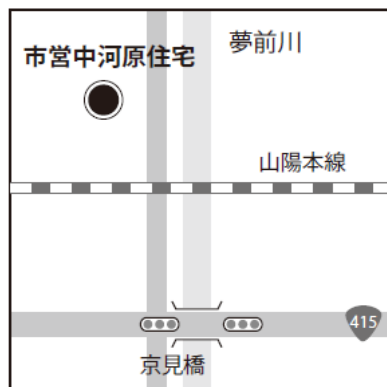
蒲田住宅（八幡校区）
姫路市広畑区蒲田11



天神住宅（南大津校区）
姫路市大津区天神町二丁目154-1



中河原住宅（八幡校区）
姫路市広畑区才550



西蒲田住宅（八幡校区）
姫路市広畑区西蒲田514-2



勝原住宅（勝原校区）
姫路市勝原区下太田619-1



白浜南住宅（白浜校区）
姫路市白浜町甲840-14



書写西住宅（曾左校区）
姫路市書写台二丁目3



江鮎住宅（豊富校区）
姫路市豊富町甲丘二丁目3



江鮎第二住宅（豊富校区）
姫路市豊富町甲丘二丁目21



書写西住宅（曾左校区）
姫路市書写台二丁目3



清水谷住宅（置塩校区）
姫路市夢前町置本406-5



英賀保住宅（英賀保校区）
姫路市飾磨区矢倉町二丁目26



地番は代表地番を表示

文=小・中学校 ⊗=高等学校 ⊗=警察署 ♯=消防署 ㊞=郵便局 ㊦=病院 ㊧=神社 ㊨=寺院

⑪ 選考方法



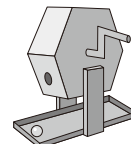
1次審査

(申込資格等の確認)

申込者全員について、抽選日までに市営住宅入居申込書の記載内容等により審査します。

- ① 無資格者には、令和7年7月中に理由を記してお知らせします。
- ② 有資格者には、**令和7年7月下旬頃に抽選申込票を送付しますので、抽選日の前日(土日祝除く)までに郵送または直接住宅課窓口に出してください。**

抽選



抽選(公開)は、令和7年8月13日(水)を予定しています。詳細な時間や場所については、申込者(有資格者)に郵送(第1種封筒)にてお知らせします。

抽選では、申込住宅1戸につき、当選者(1世帯)と補欠者(2世帯)を決定します。**なお、第一希望で申込がなかった住宅のみ、当選者及び補欠者以外の方について第二希望分の抽選を同様に行います。**

- ※ 抽選に際しての優遇取扱いは6~7ページのとおりです。
- ※ **抽選日の前日(土日祝除く)までに抽選申込票の提出がない場合は失格となります。**
- ※ 募集対象住宅がない場合、抽選はありません。
- ※ 抽選の順番は令和6年10月に申し込まれた方からの申込み順になります。

【抽選の結果について】

当選された方にのみ、別途通知します。**落選された方には通知しません。抽選を見学されず、当否が分からない場合は抽選日の翌日以降に電話にてお問合せください。**

2次審査

(資格審査)

当選された方は、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票・所得証明書等の書類を提出していただきます。必要に応じて実態調査を行います。その後、入居資格を審査し、入居予定者を決定します。書類の提出期限は令和7年9月中旬頃を予定しています。詳細は、後日お知らせします。

必要な書類を提出されないとき、申込書の記載内容が証明できないとき若しくは虚偽であるとき、住宅困窮事由に該当しないとき又は収入基準以内でないことが判明した等のときは、失格となります。

また、当選者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の2次審査を行い、入居予定者を決定します。

⑫ 募集予定



(1) 定期募集日程

市営住宅の定期募集は、年4回（1月、4月、7月、10月）行っています。

	申込書配布時期	申込(募集)期間	公開抽選会	入居予定
① 1月入居者募集	12月末	1月上旬	2月中旬	3月中
② 4月入居者募集	3月末	4月上旬	5月中旬	6月中
③ 7月入居者募集	6月末	7月上旬	8月中旬	9月中
④ 10月入居者募集	9月末	10月上旬	11月中旬	12月中

➤ 市営住宅の募集案内は広報ひめじでもお知らせします。

(2) 申込案内書の配布場所

申込案内書は、募集月の前月の下旬に、次の場所にて配布します。

- ① 姫路市役所 住宅課（本庁舎5階）
- ② 地域事務所（家島・夢前・香寺・安富）
- ③ 各支所
- ④ 各出張所
- ⑤ 各サービスセンター
- ⑥ 駅前市役所

※ ②～⑥では、窓口での受付は行っていませんのでご注意ください。

(3) 定期募集住宅以外の住宅

種類	募集	政令月収要件 ※1
受付順住宅	英賀住宅／網干新在家住宅（一般住宅のみ）／網干西住宅／安志才ノ元住宅／清水谷住宅／書写東住宅／東阿保住宅／別所住宅／妻鹿住宅／余部住宅	158,000円/月以下 ※2
再開発住宅	北条北住宅／豊沢住宅	137,000円/月以上
特定公共賃貸住宅	【常時募集】 市之郷住宅／英賀保住宅／西蒲田住宅／朽原住宅	158,000円/月 ～487,000円/月 ※3

※1 政令月収の計算は12～14ページを参照

※2 裁量世帯（高齢者世帯等）は214,000円/月以下。9ページ参照

※3 40歳未満の方は、137,000円/月～487,000円/月

– 23 –

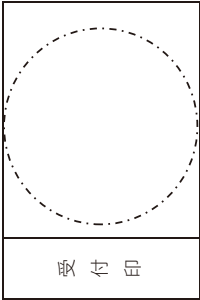
姫路市営住宅入居申込書

(宛 先) 姫 路 市 長

以下の事項及び入居申込案内書記載の事項を了承・誓約の上、次の通り申し込みます。

令和7年（2025年）7月募集分

- ・申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされること。
- ・入居資格審査のため市税・世帯・暴力団員に関する事項を調査されること。
- ・入居者又は同居者が暴力団員であると判明した場合は、一切の異議を申し立てず退去すること。



受 付 印

番 号	
-----	--

課長	課長補佐	課長補佐	係	R7	決 裁

太枠内のみ記入してください。

※申込期間最終日の状況をご記入ください。

フリガナ 氏名					申込住宅		住宅		☐ 一般住宅 ☐ 単身者用住宅 ☐ 高齢者用住宅 ☐ 車いす用身体障害者用住宅					
現住所	〒													
電話	/携帯電話													
(フリガナ)氏名 (入居申込者)	続柄	生年月日	年齢	障害者手帳 種類	障害者手帳 級	勤務先又は事業所の所在地	給与・年金は総収入額、事業等は所得額を記入 給与総収入額	年金総収入額	事業等総所得額	職員記入欄				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	【A】所得計				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	控除の種類				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	同居・扶養控除 380,000円×				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	普通障害者控除 270,000円×				
同居しようとする者		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	特別障害者控除 400,000円×				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	ひとり親控除 350,000円×				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	寡婦控除 270,000円×				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	特定扶養親族控除 250,000円×				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	老人扶養親族控除 100,000円×				
別居扶養		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	姫路 市内・市外	円	円	円	基礎控除振替 100,000円×				
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	●持家（共有含む）の有無（同居される方も含む）					【B】控除計			
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	1. ない 2. ある（令和 年 月 売却等予定）					円			
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	●婚姻の場合（入籍予定 令和 年 月 日）					【C】政令月収 分位			
		昭平令		身体・精神・療育	A/B1/B2	●生活保護受給中であるかどうか（ 受給中 ・ 受給中でない）					円 位			
【特記】														
裁量	有 ・ 無													
抽選優遇	有（高・障・子・若・多・DV）・無													

670-8501

切手を
必ず貼
ってく
ださい。

※切手を貼っていな
いと返戻されます。

姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所
住宅課 行

姫路市営住宅入居申込書(7月定期募集)
受付期間7/3(木)～7/11(金)
※ 郵送の場合は7/11(金)までの消印で
7/14(月)までに住宅課に必着のこと

※申込者の住所・氏名を必ず記入してください。

申 込 者	住 所	
	氏 名	

姫路市公告第 336号

令和 7年 6月23日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市コミュニティ店舗の使用者募集について

姫路市コミュニティ店舗の使用者募集を別紙のとおり行うので、姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例（昭和63年姫路市条例第2号）第2条の3の規定により公示する。

令和 7 年度（2025 年度）

《北条北コミュニティ店舗申込案内書》

北条北コミュニティ店舗の使用希望者を以下のとおり募集します。
使用を希望される方は、この案内書をよくお読みの上、お申込みください。

1 申込受付期間・場所

期 間：令和 7 年 7 月 3 日(木)から 7 月 24 日(木)まで
場 所：姫路市役所 住宅課（本庁舎 5 階）
時 間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝を除く）

※申込書は、本人または申込内容の分かる方が持参してください。
郵送による申込みは受け付けません。

※申込みは個人名義に限ります(法人名義での申込みはできません)。

※申込みは、1 人 1 店舗に限ります。

なお、同一法人に所属する複数の方の申込みはできません。

姫路市都市局 公共建築部 住宅課
TEL (079) 221-2632・2633

2 申込みから入居までの流れ

① 申込み

申込期間：令和7年7月3日(木)から7月24日(木)

必要書類（6 提出書類を参照）をすべて揃え、本人または申込内容の分かる方が持参してください。郵送による申込みは受け付けません。店舗ごとのお申込みとなるため、希望する店舗を記入してください。

② 申込み資格の確認・審査

申込書に記入漏れのある場合や申込資格がない場合には、受付できないことがあります。

申込資格の有無については、受付後に書類審査を行います。必要に応じて市税の納付状況、営業内容及び暴力団員に関する事項の実態調査をする場合があります。

③ 抽選

抽選日：令和7年8月13日（水） 午前11時

場 所：姫路市役所本庁舎10階 大会議室

申込者数が募集戸数を超えた場合、公開抽選により、職員が抽選機を回し、当選者及び補欠者を店舗ごとに決定します。見学は自由です。

④ 店舗の下見

当選者を対象に店舗の下見を実施いたします。

抽選会から8月下旬頃までに実施予定です。日程は個別に調整します。

⑤ 使用手続き

当選者は、請書等の必要書類を提出していただきます。

敷金は家賃の3ヶ月分です。

⑥ 鍵渡し

10月下旬～12月末までの間に鍵渡しを行います。

⑦ 使用開始

家賃の支払いが必要です（月額68,100円）。

他、共益費が必要です（地元自治会のルールを厳守してください）。

3 募集店舗

店 舗 名	姫路市北条北コミュニティ店舗
所 在 地	姫路市北条432番地2（1階） （JR姫路駅南口から東に徒歩約10分）
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建 （住宅87戸、店舗13区画） 平成5年6月竣工
設 備	エレベーター・上下水道・都市ガス （ただし、駐車場は整備されていません）
募 集 戸 数	2戸（1階） 1104号室 ・ 1110号室
面 積	64.4㎡
家 賃（月 額）	68,100円
敷 金 等	※上記家賃に共益費等は含まれていません。 ※手続き時に敷金として家賃の3ヶ月分を納入していただきます。

4 申込資格

申込者は、次のすべての条件を備えている必要があります。

- (1)自ら営業するため店舗を必要としていること。
- (2)姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第13条の2に規定する業種に該当しないこと。
- (3)市税を完納していること。
- (4)成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5)暴力団員でないこと。

※当該店舗は住宅に併設されているため、住宅内の住民及び近隣住民の静穏な生活環境を乱し、迷惑を及ぼす恐れがある場合は、申込みできません。

5 店舗の下見

抽選で当選した方のみを対象に店舗の下見を実施します。日程は抽選後に個別調整のうえ、8月下旬までに実施予定です。

6 提出書類

以下の書類を漏れなくご提出ください。提出書類に不備のある場合、受付できません。

- ① 申込書
- ② 住民票
世帯全員及び続柄の記載があるもの
- ③ 納税証明書
市税を滞納していないことを証明する最新のもの
- ④ 身分証明書
本籍地の市（区）役所、町村役場において証明を受けてください。
- ⑤ 誓約書
使用者が暴力団又は暴力団員でないことを誓約していただきます。
- ⑥ 営業許可書等
現在営業している方について状況がわかる書類

その他必要に応じて事業収入申告書等を提出していただくことがあります。

7 使用者決定方法

申込者数が募集戸数を上回った場合、公開抽選により、職員が抽選機を回し、当選者及び補欠者を店舗ごとに決定します。

抽選日：令和7年8月13日（水） 午前11時
場 所：姫路市役所本庁舎10階 大会議室

8 使用についての注意点

- (1) 店舗の改装を行う場合は、「模様替承認申請書」の提出が必要です。
申請内容によっては許可できない場合があります。詳細についてはお問い合わせください。また、退去時には原状回復義務があります。
- (2) 自治会及び管理組合への加入が必要です。
- (3) 店舗を他の者に貸し、またはその権利を他の者に譲渡することはできません。また、店舗以外の用途で使用することはできません。
- (4) 犬・猫等の飼育は禁止です。

北側（線路側）

駐車場入り口

1 1 0 4 号室	
高松事務所様	
前田事務所様	
P-Brain社会保険労務士法人様	
播州基礎興行(株)様	
男武登記測量事務所様	
1 1 1 0 号室	
エントランスホール 入口	



道
路
側



南側